

# 日本脳炎(1期)予防接種について

～生後6カ月からの接種をご検討の方へ～

日本脳炎ワクチン(1期初回1回目・2回目、1期追加)の定期接種の対象年齢は、生後6か月から7歳6か月未満が対象ですが、標準的な接種開始時期は3歳から4歳に達するまでとされています。

近年、千葉県において日本脳炎を発症した乳幼児の症例が1件報告されたことにより、千葉県医師会等では、接種開始時期(3～4歳)前に接種を開始することを推奨しています。

日本脳炎流行地域に渡航・滞在する場合や、最近、日本脳炎患者が発生した地域に居住する場合等は、生後6か月以上であれば標準的な接種開始時期前に接種することができます。詳しくは、かかりつけ医に相談しましょう。

- **生後6か月～3歳未満での接種を希望される方は、接種量が半量（3歳以上は0.5ml、3歳未満は0.25ml)になります。**接種の前に、保護者の方も接種前に医師へ確認するなど注意をしてください。
- 日本脳炎2期については、1期の開始月齢にかかわらず9歳から接種となります。
- 極めてまれ(百万から数百万人に1人程度)に重い副反応が生じることもあります。このような場合には、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、他の予防接種同様、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

## 【問い合わせ】

鎌ヶ谷市健康増進課予防係  
直通電話:047-445-1390  
FAX:047-445-8261